

役員報酬・理事長退職慰労金規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人祐愛会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬について定めるものとする。

当法人の開催する次の各号の一に該当する会議等への出席（オンライン会議・個別会議等を含む）及び法人運営に必要な業務に従事した場合に要する費用の支給はこの規程の定めるところによる。

- (1) 法人の開催する理事会及び監事会、評議員会、評議員選任・解任委員会
- (2) 法人の開催する第三者委員会、講習会、研修会等
- (3) その他理事長が認める事項

(役員等の報酬)

第2条 役員に対して各年度の総額が26,000,000円を超えない範囲で、報酬等の基準に従って算定した額を報酬として支給することが出来る。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の施設長を兼ね、施設長給与を支給している非常勤役員（理事長）に対しては、第3条の定めに関わらず、職員給与に加えて、役員報酬として別表3に定める額を支給する。

但し、職員給与は、第2条（役員等の報酬）の総額に含めないものとする。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定められたものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 旅費については、社会福祉法人祐愛会 旅費支給規程の定める額

(非常勤役員の報酬等の算定方式)

第6条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第3に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のために出張したときには、社会福祉法人祐愛会 旅

費支給規程の定める額

(報酬等の支給方法)

- 第7条 報酬支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。
- (1) 理事長報酬については、毎月10日とする。ただし、その日が金融機関の休日にあたるときは、その前営業日とする。
 - (2) 理事長退職慰労金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後6ヶ月以内に支給する。
- 2 非常勤役員等の報酬は、別表3に定める会議等(オンライン会議・個別会議等を含む)に出席の都度支払うものとする。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申し出があつたときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(理事長報酬等の日割り計算)

- 第8条 理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
 - 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
 - 4 本条第2項の規定にかかわらず、理事長が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(理事長退職慰労金)

- 第9条 理事長退職慰労金は、別表第2に定める算定式により算出される額を支給する。
- 2 理事長退職慰労金は、役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、以下の順位に従って支給する。
- 第1順位 配偶者
 - 第2順位 子
 - 第3順位 直系尊属
 - 第4順位 兄弟姉妹
- 但し、理事長退職慰労金は、第2条(役員等の報酬)の総額に含めないものとする。

(端数の処理)

- 第10条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のように端数処理を行う。
- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
 - (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第11条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第13条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。